

高浜原発事故時の避難先自治体アンケート結果に基づく質問・要望書

アンケート結果は、避難計画に実効性がないことを浮き彫りにしています
老朽原発高浜 1・2号の再稼働に反対を表明するよう求めます

京都府知事 西脇隆俊様

日頃より、府民の安全にご尽力いただきありがとうございます。

関西電力は、国内で最も古い高浜原発 1 号（運転開始から 48 年）、2 号（47 年）を 6・7 月にも再稼働（送電）しようとしています。高浜原発事故時の避難対象者は京都府が最も多く約 12 万人にも上ります。京都府民の安全にとって重要な問題です。

関西電力の原発では、事故が頻発しています。高浜原発 4 号の制御棒落下事故の原因は、運転開始以来約 40 年の間に、ケーブルのはんだ付け状態が徐々に悪化したことによるとなっています。40 年超え運転に向けた特別点検でも見落とされ、事故が起きて初めて劣化が確認されるとは恐ろしいことです。規制庁が「経年劣化」によるものと認めているように（4 月 10 日の市民との交渉）、長期運転の危険を示しています。高浜 3・4 号では蒸気発生器細管の損傷が 6 回も続いており、これらの原因は解明されていません。

さらに、政府は福島原発事故後の原子力政策を大転換し、原発を最大限利用する方針に舵を切ろうとしています。言い換えれば、原発大事故が起き、住民避難が現実味を帯びてきたということだと思えます。

そのため、私たち関西と福井の 3 団体は、高浜原発事故時の避難先となっている自治体に「避難退域時検査」の理解や避難元自治体との協議が進んでいるか等についてアンケートを実施しました。アンケート結果の報告は封書でお送りしています。

また、次の URL にあります。<http://greenaction-japan.org/jp/2023/04/3147>

○避難元京都府（綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、伊根町、京丹波町、南丹市。合計約 12 万人）

○避難先アンケート対象自治体：37 市町（京都府 15、兵庫県 19、徳島県 3）

○回答率：84%（37 市町中 31 市町が回答。京都府 10、兵庫県 18、徳島県 3）

アンケート結果では、避難所の割り振り等のマッチングは完了しており、形式的には避難計画ができていようにも見えます。しかし、避難退域時検査の除染の基準及び、車両や住民の検査・除染の方法等に関する国のマニュアルさえまだ周知されていませんでした。他方で、一部の自治体では、「拭き取りだけの除染は不十分」「住民は全員検査すべき」等の意見もありました。

さらに、多くの自治体では、避難所となる学校・施設等に、検査・除染の内容等は伝えられていませんでした。避難元と避難先自治体の話し合いについても同様の結果でした。また、除染の基準の意味等について「判断できない」等の回答も多く、意見や判断を問う質問には「無回答」が多くみられ、自治体独自の意見や判断を避けていました。これは、避難先自治体を含

めて、避難計画の内容について議論されていないことを示すものでもあります。

このように、アンケート結果からは、避難計画にはいまだ実効性はなく、避難先自治体の戸惑い等が浮き彫りになっています。

アンケート結果に基づき、以下の質問と要望にご回答ください。

質 問 事 項

1. 避難退域時検査における除染の基準について

除染の基準の意味を3割の自治体は知らず、基準に問題なしとの回答は3割にとどまっています。1市は基準が高すぎると回答しました。

(1-1) 避難退域時検査の除染の基準の意味を、避難元・避難先自治体に説明していますか？

(1-2) 住民の安全及び、避難先に汚染を持ち込まないことを考えれば、除染の基準40,000cpmは高すぎるのではありませんか？

国のマニュアル 除染が必要な基準：体表面汚染で $120 \text{ Bq/cm}^2 = 40,000\text{cpm}$

(cpmは1分間の放射線カウント数)

これは、・1歳児の甲状腺被ばくで300mSvに相当(安定ヨウ素剤服用基準50mSvの6倍)

・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」 4 Bq/cm^2 の30倍

2. 車両の検査・除染について

(2-1) 車両の検査や除染について、避難先に説明していますか？

(2-2) 汚染が激しいタイヤ接地面の検査がないこと、及び拭き取りだけでは不十分という回答もありました。このような避難先自治体の意見を考慮していますか？

3. 避難する住民の検査等について

まずは代表者だけを測定する方法、測定値は通過証に記入しないことを問題なしとする回答は3割に満たず、4市町が全員の検査、3市町が測定値を記入すべきと回答しています。

避難する住民の検査では、全員の検査を行い、測定値も記入して本人に知らせるべきではないですか？

4. 避難先に汚染が持ちこまれる可能性について

避難先に汚染が持ち込まれる可能性について、3割強が持ち込まれるべきではないと答え、避難所開設の際、学校の順位は低くしたいという意見がありました。

現在の検査・除染の方法では、避難先に汚染が持ち込まれるのではないですか？

5. 避難所となる学校や施設との協議について

除染の基準と検査内容・方法について、約6割が避難所となる学校や施設に伝えていません。

(5-1) 避難所となる学校や施設に、検査の方法や除染の基準等について伝えるよう自治体に指

導をしていないのですか？

(5-2) これらを伝えて、学校や施設の意見を汲み上げ、避難所として適しているのか、子どもたちの安全は確保できるのか等を議論すべきではないですか？

6. 避難元と避難先自治体の協議について

検査と除染の基準について、約5割が避難元自治体や府県との話し合いをしていません。避難元と避難先の協議が進んでいないのはなぜですか？

7. 再稼働と事前了解の権限について

40年超高浜1・2号の再稼働に関して不安があると答えたのは5市町ですが、京都市や福知山市は地域協議会の中で引き続き安全確保を求めていきたいとコメントしています。

また、京丹後市、京丹波町、南丹市は、少なくとも30km圏内には事前了解権が必要と回答しています。現状のままで良いのは6市町(19%)だけです。

(7-1) 再稼働について、自治体の不安等を汲み上げていますか？

(7-2) 事前了解の権限を得ることについて、進展はありますか？

(7-3) 高浜4号の制御棒落下事故について、府は自治体等に情報提供や説明をしていますか？

要 望 事 項

1. 京都府内の自治体に避難退域時検査や除染について周知し、自治体の意見を聞き、避難計画の問題点を洗い出すこと。さらに避難元と避難先の協議を進め、問題点を洗い出すこと。
2. 避難所となっている学校等の施設に避難計画を説明し、施設側の意見を聞いて、問題点を洗い出すこと。
3. 京都府及び避難元の7市町にも再稼働の事前了解の権限を認めるよう、改めて関電と国に求めること。
4. 現状では避難計画に実効性はなく、避難元・避難先の住民の安全を守ることはできません。そのため、老朽原発高浜1・2号の再稼働に反対を表明すること。

2023年4月18日 避難計画を案ずる関西連絡会



(連絡先団体: グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会)

この件の連絡先

グリーン・アクション: 京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL: 075-701-7223 FAX: 075-702-1952